

マイナンバーカード取得促進 キャンペーンについて

内閣府・総務省においては、全国の自治体と連携してマイナンバーカード取得促進キャンペーンを展開しています。朝日町でもマイナンバーカードの普及促進に取り組みます。

この機会に、是非マイナンバーカードを御申請ください。

申請書送付用封筒の使用期間延長

通知カードに同封されていた送付用封筒の差出有効期限は「平成29年10月4日」となっていますが「平成31年5月31日」

まで延長されましたので、そのままご使用いただけます。

送付用封筒がない方は、総務省のマイナンバーカード総合サイトでダウンロードして作成することもできます。

詳しくはマイナンバーカード担当までお問い合わせください。

写真無料撮影サービス

マイナンバーカードを申請する方の申請用の証明写真を無料で撮影し、その場で申請手続きの補助を行います。

平成30年2月から事前予約制により専用スペースで開始する予定です。

お問い合わせ

町民環境課（マイナンバーカード担当）TEL 377-5653

「時間がなくて、なかなか役所に行けないな…」
「いろいろな手続があるけど、何を提出すればいいの？」

と、お悩みの皆さん！

平成30年1月～

マイナポータルの「ワンストップサービス」で 子育ての手続をもっと手軽に



※サービスのご利用には、マイナンバーカード、ICカードリーダーライター、インターネット環境が必要です。

かんたん検索

自分にぴったりのサービスを
かんたんに検索できます。

例えば「児童手当」を検索すると、
手続に必要な書類が一覧で表示！
⇒添付書類の不足や間違いが減って、
申請手続もスマートに！
申請書などの作成もPC・スマホでOK



※本機能のご利用にはマイナンバーカードは不要です。

オンライン申請

役所まで出向かなくても、
オンラインで申請ができます。

例えば ●児童手当の手続
●保育所の入所申請
●妊娠の届出
●児童扶養手当の現況届 など



子育てワンストップサービスで提供するサービスは、以下のとおりです。

【1】児童手当

- ・児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求
- ・児童手当等の額の改定の請求及び届出
- ・氏名変更/住所変更等の届出
- ・受給事由消滅の届出
- ・未支払の児童手当の請求
- ・児童手当等に係る寄附の申出/寄附変更等の届出
- ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出/徴収等の変更等の申出
- ・児童手当の現況届

【2】保育

- ・支給認定申請書
- ・保育施設等利用申込書
- ・保育施設等の現況届

【3】ひとり親支援

- ・児童扶養手当の現況届

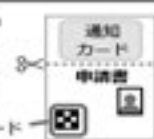
【4】母子保健

- ・妊娠の届出

サービスのご利用には「マイナンバーカード」が必要です。申請はお早めに！



カードの
申請は
QRコード



※機器の対応をご確認ください。

お問合せ

マイナンバー
総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30(年末年始を除く)

公式サイト

マイナンバー



子育てワンストップサービスについては朝日町役場子育て健康課へ ☎059-377-5652